

ID: 23

担当部署: 税務課

処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	町税外収入等督促手数料及び延滞金条例 第1条		
例規番号	昭和41年条例第65号		
【基準】 第1条及び第2条の規定による。 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項及び第2項の場合においては、この条例の定めるところにより、督促手数料及び延滞金を徴収する。 第2条 督促手数料及び延滞金の額並びにその徴収方法については、村田町町税条例(昭和31年村田町条例第4号)の例による。			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日